

特定個人情報保護評価書「身体障害者手帳の交付に関する事務 重点項目評価書」
(素案) についての意見募集結果

令和元年11月5日～令和元年12月4日

特定個人情報保護評価書「身体障害者手帳の交付に関する事務 重点項目評価書」(素案)について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、1団体から、延べ4件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>報道によれば、公表されているだけで、年金機構分を除いても425万件の特定個人情報が漏えいしているとも聞く。</p> <p>また、厚生労働省において、情報連携の対象となる具体的なデータ項目や照会条件を定める「データ標準レイアウト」の条件設定に誤りがあったため、27事務の情報連携を行わないよう通知されているが、道はこれを把握したうえで、マイナンバーを使って情報連携して大丈夫なのか？</p>	<p>貴見のとおり、情報連携を行わない27事務が通知されたところですが、本事務はこれに該当せず、マイナンバー法により情報照会があった場合には、情報提供することが義務づけられています。</p> <p>なお、マイナンバー制度では、マイナンバーの適切な取扱い及び管理を目的として、従来よりも厳格な保護措置が設けられていることから、引き続き安全管理措置を講じ、これを遵守してまいります。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>特定個人情報ファイルの取り扱いの委託について、年金機構や国税庁、自治体において、「無承諾の番号法違反の再委託」による特定個人情報の流出・漏えい事件があった。</p> <p>運用・保守業務は契約で再委託しない、となっても実際に再委託しているケースがあったようだが、「委託先」に対しても確認する必要はないのか？</p> <p>委託後も十分な管理が必要だ。</p>	<p>外部委託にあたっては、個人情報保護評価書に記載のとおり、個人情報取扱特記事項において再委託の禁止を定めているほか、秘密の保持や第三者への提供制限等、個人情報保護の遵守を求めています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

<p>リスクへの対策の「十分である」、「特に力を入れている」の差、違い及びその根拠は何か？</p>	<p>特定個人情報保護評価指針（平成 30 年 5 月 21 日個人情報保護委員会）において定められた様式です。記載要領によると、次のとおりとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 十分である →十分な対策を行っているとは評価する場合 ○ 特に力を入れている →評価実施機関としてこのリスクへの対策に特に積極的に取り組んでいる場合 	E
<p>別添 2 には、ヒューマンエラーと思われる事態が多々記載されている。これは今後も危惧されるが、事態・事故は常に情報公開（報道）して危険を知らせる（報道する）べきだ。</p>	<p>特定個人情報保護評価書は、年に 1 度見直しを行い、この結果を公表しております。</p>	D

※「意見に対する道の考え方」の A～E の区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
 保健福祉部障がい者保健福祉課
 （基盤グループ）
 電話 0 1 1 - 2 3 1 - 4 1 1 1
 内線 2 5 - 7 3 5